

(規則第6条、第7条、第8条関係)

## 神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、神奈川県立のふれあいの村（以下「ふれあいの村」という。）の利用等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般利用 規則第6条第1項の規定に基づき、ふれあいの村の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に利用を申込み、その承認を受けて利用する場合をいう。
- (2) 学校利用 県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）が、規則第6条第2項の規定に基づき、指定管理者に利用を申込み、その承認を受けて教育活動の一環として、ふれあいの村において野外活動及び宿泊体験活動（以下「ふれあい活動」という。）並びにふれあい活動の指導者の講習又は研修を行う場合をいう。
- (3) 特例利用 ふれあいの村において県、市町村又は公共的団体が行う青少年等を対象とする催し等又はふれあい活動の指導者を対象とする講習若しくは研修で、規則第6条第1項に定める期間前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについて、規則第6条第3項の規定に基づき、当該期間前に指定管理者に利用を申込み、その承認を受けて利用する場合をいう。
- (4) 夏期利用 規則第6条第1項及び第8条の規定に基づき、指定管理者に宿泊を伴う利用を申込み、その承認を受けて7月21日から8月31日までの間に利用する場合をいう。

(一般利用・夏期利用)

第3条 一般利用及び夏期利用の承認を受けようとする者は、神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込書（様式1）又は電磁的方法（以下「利用申込書等」という。）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び利用承認基準（別表2）に定めるところにより申請内容を審査し、承認の要件を充足すると認める場合には、利用を承認するものとする。

(学校利用)

第4条 学校利用の承認を受けようとする者は、利用申込書等により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

- 2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び利用承認基準（別表2）に定めるところにより申請内容を審査し、承認の要件を充足すると認める場合には、利用を承認するものとする。
- 3 学校利用の承認の手續にあたっては、指定管理者は学校間の利用調整を図るため、予め神奈川県立のふれあいの村学校利用施設希望調査書（様式2）又は電磁的方法により県内の学校を対象に、施設の利用希望調査を実施する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、学校利用の承認の手續に関し必要な事項は別

に定める。

(特例利用)

第5条 特例利用の承認（以下「特例承認」という。）を受けようとする者は、神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込特例承認申請書（様式3）により指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、利用申込み基準（別表1）及び特例承認基準（別表3）に定めるところにより申請内容を審査し、利用申込みの特例承認をした場合には、神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込特例承認書（様式4）により申請者あてに通知するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、利用申込みの特例承認の手續に関し必要な事項は別に定める。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、ふれあいの村の指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日までの利用については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。

別表1(第3条、第4条、第5条関係)

利用申込み基準			
		利用申込み期間	備考
宿泊利用	一般利用 夏期利用	利用月の4ヶ月前の1日9:00から前日まで	利用者は、電話等で仮予約をし、利用申込書の提出をもって利用申込みとする。
	学校利用	利用日の属する年度の前年度の11月20日から	指定管理者は、事前に学校単位の利用希望調査を実施し利用調整を行う。県内の学校は、利用調整の結果に基づき前年度の11月20日以降に利用申込書を提出する。
	特例利用	利用日の属する年度の前年度の11月21日から(ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、期日より前であっても、利用申込みの特例承認を行う。)	前年度の11月21日から特例承認を行う。 なお、県教育委員会が必要と認める行事については、期日より前であっても特例承認を行う。
日帰り利用	一般利用	利用月の1ヶ月前の10日9:00から当日まで	利用者は、電話等で仮予約をし、利用申込書の提出をもって利用申込みとする。
	学校利用	利用日の属する年度の前年度の11月20日から	指定管理者は、事前に学校単位の利用希望調査を実施し利用調整を行う。県内の学校は、利用調整の結果に基づき前年度の11月20日以降に利用申込書を提出する。
	特例利用	利用日の属する年度の前年度の11月21日から(ただし、県教育委員会が必要と認める場合は、期日より前であっても、利用申込みの特例承認を行う。)	前年度の11月21日から特例承認を行う。 なお、県教育委員会が必要と認める行事については、期日より前であっても特例承認を行う。

※基準により判断できない場合は、その都度指定管理者と県教育委員会が協議して対応する。

別表2(第3条、第4条関係)

利用承認基準	
承認を与えないことができる事由	
1	ふれあいの村における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第1号)
2	施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第2号)
3	伝染性の疾患があつて、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。 (条例第10条第2項第3号)
4	その他ふれあいの村の管理上支障があると認められるとき。 (条例第10条第2項第4号)
	施設管理上支障があると認められる場合
	例 施設の設置目的に反し、利用する場合
	利用者全員が中学生未満で宿泊利用する場合

承認を与えないことができる事由欄のいずれかに該当する場合を除き、ふれあいの村を利用しようとする者から利用の申込みがあつたときは、これを承認する。

別表3(第5条関係)

特例承認基準	
項目	区分
1 県、市町村その他の公共的団体であること (主催行事に限る。)	<input type="checkbox"/> 県・市町村 <input type="checkbox"/> その他の公共的団体
2 青少年等を対象としたふれあい活動(野外活動及び宿泊体験活動等をいう。以下同じ。)又はふれあい活動の指導者を対象とする講習又は研修を開催すること	<input type="checkbox"/> 青少年を対象としたふれあい活動
	<input type="checkbox"/> ふれあい活動の指導者の講習又は研修
3 規則第6条第1項に定める期間(利用日の4箇月前の日の属する月の初日から利用日当日)前に利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずる行事を主催すること	<input type="checkbox"/> 主催者が参加者を公募により募集するもの
	<input type="checkbox"/> 予算、事業計画を前年度中に決定し準備を進める必要があるもの
	<input type="checkbox"/> 子どもたちが自主的に計画を立案していく事業で、保護者等も参加するため、準備に期間を要するもの
	<input type="checkbox"/> 複数の組織で合同して実施するため、準備に期間を要するもの

※1から3の全てに該当する場合に限り、特例承認することができる。

神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込書

申込年月日		年 月 日 ( )					
申込者 (代表者)	団体名						
	氏名		連絡先 電話番号	電話 ( )			
	住所 (所在地)	〒					
連絡責任者	氏名		連絡先 電話番号	電話 ( )			
	住所	〒					
利用期間	利用開始日	年 月 日 ( ) 時から			<input type="checkbox"/> 泊 日 <input type="checkbox"/> 日帰り		
	利用終了日	年 月 日 ( ) 時まで					
利用目的							
主な活動の 内 容							
利用者区分及び利用人員							
区 分	学齢に達し ない者	65 歳以上の 者	障がい児(者)	小学生及び 中学生	高校生	その他の者	合 計
利 用 人 員	男	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人

- 申請者が法人格を有する場合には、団体名欄に「株式会社」、「特定非営利活動法人」、「公益財団法人」等の組織称号もあわせて記載してください。
- 中学生には、中等教育学校前期課程に在学する者を、高校生には、中等教育学校後期課程に在学する者を含みます。
- 指定管理者は、皆様から申請いただいた個人情報を厳重に管理いたします。また、個人情報の取り扱いについては、神奈川県立のふれあいの村の利用及びふれあいの村からのお知らせ以外の目的で使用いたしません。不都合のある場合は指定管理者宛にお電話でお問い合わせください。

神奈川県立のふれあいの村等学校利用施設希望調査書 (〇〇年度用)

年 月 日

各施設利用希望調査ご担当者 宛

次のとおり県立のふれあいの村等の利用を希望します。

学 校 名			学校長名					
学 校 所 在 地	〒							
連絡責任者			連絡先	電 話 ( )				
				ファクシミリ ( )				
				電子メール				
主な利用目的								
希望施設	足柄 愛川		※希望される施設一つに○をお付けください。					
希望日程	第 1 希望	年 月 日 ( ) から	泊 日					
		年 月 日 ( ) まで						
	第 2 希望	年 月 日 ( ) から	泊 日					
		年 月 日 ( ) まで						
	第 3 希望	年 月 日 ( ) から	泊 日					
		年 月 日 ( ) まで						
利用学年	学年		利用学級数	学級				
利用予定人数	園 児 生	男	人	引率者	男	人	合計 (A)+(B)	人
		女	人		女	人		
		小計 (A)	人		小計 (B)	人		
備考欄								
教育支援センター等の利用								
特別支援学級等の利用								
車イス使用又は肢体不自由								

※備考欄の項目に該当する場合、空欄に○又は人数を御記入ください。なお、補足のコメントや上記日程以外の利用希望日程がある場合は、備考欄の余白に御記入ください。

## 神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込特例承認申請書

年 月 日

指定管理者

代表者 ○○ ○○ 様

申請者 住所(所在地)

団 体 名

代表者氏名

次のとおり神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱第5条第1項及び神奈川県立のふれあいの村利用申込特例承認事務取扱要領第3条第4号に基づき申請します。

利用目的								
利用期間	利用開始日	年 月 日 ( )					<input type="checkbox"/> 泊 日	
	利用終了日	年 月 日 ( )					<input type="checkbox"/> 日帰り	
申請理由	（「主催行事名」、「主催行事の対象者」、「広報媒体」等を具体的に記載ください。）							
利用人数 (予定)		学齢に達しない者	65歳以上の者	障がい児(者)	小学生及び中学生	高校生	その他の者	合計
	男							
	女							
	合計							
連絡責任者	氏名				連絡先電話番号			
	住所	〒						

○申請者が法人格を有する場合には、団体名に「株式会社」、「特定非営利活動法人」、「公益財団法人」等の組織称号もあわせて記載してください。

○中学生には、中等教育学校前期課程に在学する者を、高校生には、中等教育学校後期課程に在学する者を含みます。

○指定管理者は、皆様から申請いただいた個人情報を厳重に管理いたします。また、個人情報の取り扱いについては、神奈川県立のふれあいの村の利用及びふれあいの村からのお知らせ以外の目的で使用いたしません。不都合のある場合は指定管理者宛にお電話でお問い合わせください。

神奈川県立(足柄・愛川)ふれあいの村利用申込特例承認書

年 月 日

(申請者名) 様

指定管理者

代表者 ○○ ○○

次のとおり神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱第5条第2項及び神奈川県立のふれあいの村利用申込特例承認事務取扱要領第3条第5号に基づき承認したので通知します。

利用目的								
利用期間	利用開始日	年 月 日 ( )					□ 泊 日	
	利用終了日	年 月 日 ( )					□ 日帰り	
利用人数 (予定)		学齢に達しない者	65歳以上の者	障がい児(者)	小学生及び中学生	高校生	その他の者	合計
	男							
	女							
	合計							
備考								

## 第1号要領（規則第6条、要綱第4条関係）

### 神奈川県立のふれあいの村学校利用受付事務取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する規則第6条第2項及び神奈川県立のふれあいの村の利用等に関する要綱第4条第4項の規定に基づき、県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が県立のふれあいの村（以下「ふれあいの村」という。）の利用申込みを行う場合の受付事務について、必要な事項を定める。

（受付事務）

第2条 ふれあいの村の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、県内の学校からの利用申込みの受付にあたっては、「神奈川県立のふれあいの村等の学校利用受付要項」を学校へ配布し周知を図る。

2 各学校においては、神奈川県立のふれあいの村学校利用施設希望調査書（様式2、以下「調査書」という。）に必要事項を記入したうえ、次により利用日の属する年度の前年度の10月10日必着で、郵送又はファクシミリ若しくは電子メール等電磁的方法により指定管理者へ調査書を提出する。

なお、ファクシミリにより提出する学校にあつては、必ず着信の確認を行うものとする。

(1) 提出先：各ふれあいの村学校利用受付係

(2) 複数学年での利用を計画している場合で、日程が異なるときは、学年ごとに調査書等を提出すること。

3 調査書等の記入にあたっては、調査書等に掲げる事項を漏れなく記入するほか、次の事項に留意する。

(1) 教育支援センター等が利用を希望する場合は備考欄にその旨を記入する。

(2) 特別支援学級等が利用を希望する場合は備考欄にその旨を記入する。

(3) 車イス使用又は肢体不自由の園児・児童・生徒の利用がある場合は、備考欄に人数を記入する。

(4) 第1希望から第3希望以外の希望日程がある場合は、備考欄にその日程を記入する。

4 利用日の調整は次のとおり行う。

(1) 調整の順位は第1希望の日程に続き第2希望、第3希望、その他の希望の日程の順で行う。

(2) 前号の日程と重複する他のふれあいの村の利用希望は認めない。

(3) 指定管理者による調整が困難な場合は、希望日程が重複する学校を対象に「調整会議」を開催し、調整のうえ決定する。

5 利用日の調整結果については、11月20日付けで、郵送又はファクシミリ若しくは電子メール等電磁的方法により文書で通知する。

6 利用日の調整終了後、施設に余裕がある場合は、当該年度の利用申込みに限り、適宜受付を行う。

（利用制限日）

第3条 次に掲げる日においては、県内の学校はふれあいの村を利用することができない。ただし、特別の理由により子ども教育支援課長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 毎週土曜日（学校と一般団体及び家族との間の利用機会の均衡を図るため）

- (2) 8月1日から20日
- (3) 12月28日から1月4日
- (4) その他臨時に定めた休所日

2 前項のただし書きにより、指定管理者が子ども教育支援課長の承認を受けようとするときは、理由、期間その他子ども教育支援課長が必要と認める書類を添付して子ども教育支援課長に申請することとする。

(実施細目)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。ただし、平成23年3月31日までの利用については、なお従前の例による。

(附則)

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成31年1月4日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

(附則)

この要領は、令和4年1月21日から施行する。

(附則)

この要領は、令和6年9月17日から施行する。